

○早川町空家等解体費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図ることを目的として空家等の解体を実施する者に対して、予算の範囲内で早川町空家等解体費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、早川町補助金等交付規則(平成27年早川町規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 町内に存在する自己の居住の用途に供していた建築物(併用住宅及び長屋を含む。ただし、物置、門扉、塀等を除く。)で、1年以上居住していないものをいう。
- (2) 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する特定空家等(建築物の敷地(立木その他の土地に定着する物も含む。)を除く。)に該当するものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる空家等(以下「補助対象空家」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前条に規定する空家等又は特定空家等
- (2) 面積の過半以上が居住の用途に供するもの
- (3) 所有権以外の権利が登記されていないもの
- (4) 公共事業等の補償の対象となっていないもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)

は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空家の所有者(共有の場合は、所有者全員の同意があるもの。)又は所有者の法定相続人全員から同意を得た者
- (2) 補助対象空家とその敷地の所有者が異なる場合においては、当該敷地の所有者からの同意を得た者
- (3) 早川町暴力団排除条例(平成24年早川町条例第11号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、

補助対象者が発注する補助対象空家の解体、撤去及び処分に係るものであって、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けた町内の建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項に規定する登録を受けた町内の解体工事業者に請け負わせる工事とする。ただし、特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

- (1) 補助金の交付が決定する前に着手した工事(緊急に工事を要する状況にあるため事前に届け出た場合を除く。)
- (2) 他の制度による補助金等の交付を受けようとする工事
- (3) 補助対象空家の一部のみを解体する工事
- (4) 舗装、浄化槽等の地下埋設物等の解体工事
- (5) 法第14条第2項に規定する助言又は指導を受けた特定空家等の解体工事
- (6) その他町長が補助の対象にしないと認める工事

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用に2分の1を乗じて得た額とする。ただし50万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の交付は、交付対象者1人につき1回を限度とする。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、解体工事着手前に早川町空家等解体費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、町長に申請しなければならない。

(1) 位置図

(2) 現況写真

(3) 補助対象工事に係る見積書の写し(補助対象とならない工事等を含む場合は、その区分が明確なもの。)

(4) 補助対象空家に係る固定資産税の納税証明書

(5) 登記事項証明書

(6) 誓約書(様式第2号)

(7) その他町長が必要と認める書類等

(補助金交付の決定)

第8条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、早川町空家等解体費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象工事が完了したときは、工事完了後1月以内に早川町空家等解体費補助金実績報告書(様式第4号)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 工事状況写真(工事前及び完了時の写真を含む。)
- (3) その他町長が必要と認める書類
(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の報告を受けた場合は、関係書類を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、早川町空家等解体費補助金交付額確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の交付額の確定通知を受けたときは、速やかに早川町空家等解体費補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求があったときは、交付決定者の指定する金融機関に口座振替の方法により交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条に規定する補助対象空家又は第4条に規定する補助対象者の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 補助金交付の申請その他の手続きに関し、偽りその他不正の行為があったとき。
- (3) 補助金を別の用途に使用したとき。

(その他)

第13条 要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。